

会員各位

鹿行発 第74号 平成26年7月2日
鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



「鹿児島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」実施について(お知らせ)
鹿児島市より下記の実施について、お知らせがありました。概要は以下の通りです。

市民第 226 号
平成26年 6月30日

鹿児島県行政書士会
会長 鎌田 敬 様

鹿児島市長 森 博幸
(市民課扱い)



「鹿児島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について(お知らせ)

向夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、鹿児島市政の推進ならびに本市戸籍住民基本台帳事務の遂行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的に、標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知するものです。

つきましては、本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 制度実施日 平成26年8月1日
2. 制度概要 別紙のとおり

お問い合わせ先

鹿児島市 市民文化部 市民課 窓口第二係
鹿児島市山下町11番1号
電話(099)216-1217・1218

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。

「鹿児島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、8士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに個人の権利の侵害の防止を図ろうとするもの。

※8士業＝弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

1 実施日 平成26年8月1日（事前登録申請受付開始）

2 制度利用の手続等

- (1) 制度利用希望者：事前登録申請が必要
※鹿児島市に住民登録又は本籍のある方が申請可
- (2) 登録期間：登録日から3年後の月末日まで
- (3) 受付窓口：本庁市民課、各支所市民係・総務市民係、鴨池・鹿児島中央駅市民サービスステーション

3 通知の対象となる証明書の種類

- (1) 住民票の写し
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 戸籍の附票
- (4) 戸籍謄抄本
- (5) 戸籍記載事項証明書
- (6) 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書
- (7) 戸籍一部事項証明書

4 本人への通知

- (1) 時期：証明書を交付した月の翌月末
- (2) 内容：①交付年月日、②請求者の種別、③交付した証明書の種別、④通数

5 周知、広報

- (1) 「市民のひろば」7月号に記事掲載
- (2) 本市ホームページへの記事掲載（7/1～）
- (3) 本庁市民課、支所、サービスステーションの各受付窓口にチラシ配置